（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の三に規定する令和六年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5997	−0.0198
同上0.20以上0.30未満のもの	0.5997	−0.0198
同上0.30以上0.40未満のもの	0.6878	−0.0475
同上0.40以上0.50未満のもの	4.5680	−1.6007
同上0.50以上0.60未満のもの	8.8185	−3.7245
同上0.60以上0.70未満のもの	21.4114	−11.2804
同上0.70以上のもの	34.8348	−20.6787

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条、第２条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	1.2623	0.8017	0.5712	0.1546	0.2037	0.0527
同上0.10以上0.20未満のもの	1.3422	0.7937	0.7750	0.1342	0.2437	0.0487
同上0.20以上0.30未満のもの	1.9134	0.6799	1.1385	0.0611	0.4474	0.0080
同上0.30以上0.40未満のもの	2.5645	0.4845	1.7496	−0.1222	0.6911	−0.0651
同上0.40以上0.50未満のもの	4.7616	−0.3947	2.8482	−0.5616	1.1824	−0.2604
同上0.50以上0.60未満のもの	6.7150	−1.3718	4.2742	−1.2739	1.7896	−0.5656
同上0.60以上0.70未満のもの	9.6071	−3.1058	6.7988	−2.7882	3.0918	−1.3474
同上0.70以上0.80未満のもの	12.4552	−5.1003	9.6869	−4.8111	4.9653	−2.6580
同上0.80以上0.90未満のもの	13.5937	−6.0119	10.1743	−5.2022	5.5765	−3.1466
同上0.90以上1.00未満のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227
同上1.00以上のもの	14.1649	−6.5248	10.6257	−5.6048	6.1038	−3.6227

（雑則）

第四条　この省令に定めるもののほか、法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法については、地方交付税法附則第六条の三に規定する令和五年度における基準財政需要額の算定方法の特例に係る控除額の算定方法の例による。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.6262	−0.0221
同上0.20以上0.30未満のもの	0.6437	−0.0258
同上0.30以上0.40未満のもの	0.7206	−0.0497
同上0.40以上0.50未満のもの	4.7583	−1.6646
同上0.50以上0.60未満のもの	9.2175	−3.8938
同上0.60以上0.70未満のもの	22.3752	−11.7882
同上0.70以上のもの	28.1465	−15.8274

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条、第２条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	1.2259	0.7882	0.5641	0.1519	0.1751	0.0525
同上0.10以上0.20未満のもの	1.3438	0.7766	0.7595	0.1324	0.2728	0.0428
同上0.20以上0.30未満のもの	1.8287	0.6793	1.1097	0.0623	0.4277	0.0116
同上0.30以上0.40未満のもの	2.5494	0.4632	1.6941	−0.1128	0.6821	−0.0642
同上0.40以上0.50未満のもの	4.6712	−0.3855	2.8425	−0.5722	1.1484	−0.2511
同上0.50以上0.60未満のもの	6.6178	−1.3586	4.1642	−1.2340	1.7715	−0.5624
同上0.60以上0.70未満のもの	9.3810	−3.0167	6.6768	−2.7404	3.0361	−1.3215
同上0.70以上0.80未満のもの	12.2236	−5.0059	9.5377	−4.7432	4.8850	−2.6158
同上0.80以上0.90未満のもの	13.3517	−5.9090	9.9838	−5.1012	5.4306	−3.0517
同上0.90以上1.00未満のもの	13.9158	−6.4171	10.4134	−5.4867	6.0334	−3.5948
同上1.00以上のもの	13.9158	−6.4171	10.4134	−5.4867	6.0334	−3.5948

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第明治三十五種郵便物認可

発行所　〒100-8477　東京都千代田区霞が関一丁目四番二号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一カ月一、六四二円（本体一、四九二円）　一部三二六円（本体二九〇円）　（配送料別）